

### ○瑞穂市個人情報保護条例（抄）

平成15年9月30日

条例第137号

（利用及び提供の制限）

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務（特定個人情報に係る個人情報取扱事務を除く。）の目的以外の目的のために、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1） 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

（2） 法令等に定めがあるとき。

（3） 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（4） 出版、報道等により公にされているとき。

（5） 実施機関の内部において利用する場合又は他の実施機関、国等若しくは法人等に提供する場合で、当該実施機関又は提供を受けるものの事務の遂行に必要であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

（6） 前各号に掲げるもののほか、保有個人情報を利用し、又は提供することに公益上の必要その他相当な理由がある場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。